ハ　法第七十条の六の四第十項第二号の経営報告基準日（同条第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）の翌日から五月を経過する日が被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合にあつては、当該経営報告基準日以後に受ける森林法施行規則第九十九条第二号に掲げる要件に該当することについての同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認に係る同条第六項の確認書

ニ　市町村長の証明書で、第八項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる要件に該当することを証するもの

ホ　その他参考となるべき書類

二　法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けようとする相続人が被相続人が有する山林の全部の経営の委託を受けている場合　次に掲げる書類

イ　市町村長の証明書で、当該委託を受けた日から当該被相続人の死亡の日の前日まで継続して特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われ、認定が継続してきたことを証するもの

ロ　農林水産大臣の証明書で当該委託を受けた日から当該被相続人の死亡の日の前日まで森林法施行規則第九十九条第二号に掲げる要件に該当することについて引き続いて同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認を受けていたことを証するもの及び同令第九十九条第一号に掲げる要件に該当することについての同項本文の農林水産大臣の確認（当該相続人が最初に受けたものに限る。）に係る同令第百条第六項の確認書

ハ　前号ハからホまでに掲げる書類

第二十三条の八の四第十九項を削り、同条第十八項中「第七十条の六の四第八項第三号」を「第七十条の六の四第十項第三号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第七十条の六の四第八項第二号」を「第七十条の六の四第十項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第七十条の六の四第八項第一号」を「第七十条の六の四第十項第一号」に改め、同項第二号中「達するまで」を「達する日まで」に改め、同項第四号中「直前」の下に「（当該相続に係る被相続人がその有する山林の全部の経営をその推定相続人に委託をしている場合には、当該委託をした日の直前。次号において同じ。）」を加え、同項第五号中「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に、「第百条第五項」を「第百条第六項」に改め、同項第十号中「に掲げる」を「（被相続人がその有する山林の全部の経営をその推定相続人に委託をしている場合には、同号及び同条第四号）に掲げる」に、「第百条第一項」を「第百条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第十一号中「（法第七十条の六の四第一項に規定する相続税の申告書の提出期限をいう。第十九項第三号及び第二十二項第四号において同じ。）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項の次に次の五項を加える。

16　施行令第四十条の七の四第十七項第三号に規定する財務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第一項第五号に掲げる区分とする。

17　施行令第四十条の七の四第十八項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　森林法施行規則第九十九条第三号及び第四号に掲げる要件に該当することについて同令第百条第一項本文の確認を受けた法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人の当該確認に係る推定相続人であること。

二　特定森林経営計画について森林法第十六条の規定により市町村長等の認定が取り消されたことがある場合にあつては、その取消しの日から起算して十年を経過している者であること。

三　特定森林経営計画についてその期間満了時までに引き続いて市町村長等の認定を受けなかつたことがある場合にあつては、当該期間満了の日から十年を経過している者であること。

四　当該個人が第一号の林業経営相続人から経営委託を受けた山林（第八項第五号イからハまでに掲げるものを除く。）について作業路網の整備が行われる部分の面積の合計が百ヘクタール以上であること。

五　その有する山林（第八項第五号ロ及びハに掲げるものを除く。）の全て及び当該個人が他の山林の所有者から経営の委託を受けた山林の全てが、特定森林経営計画が定められている区域内に存すること。

六　次に掲げる事項について、農林水産大臣の確認を受けた者であること。

イ　特定森林経営計画の達成のために必要な機械その他の設備を利用することができること。

ロ　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林の全てについて、当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営（当該山林の経営の規模の拡大及び作業路網の整備を含む。）を行うことができること。

18　施行令第四十条の七の四第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　林業経営相続人の氏名及び住所又は居所

二　前号の林業経営相続人から経営委託を受けた者（以下この条において「経営受託者」という。）の氏名及び住所又は居所並びに当該林業経営相続人との続柄

三　第一号の林業経営相続人が前号の経営委託を行つた年月日

四　法第七十条の六の四第六項に規定する経営委託山林（以下この条において「経営委託山林」という。）の所在場所

五　その他参考となるべき事項

19　施行令第四十条の七の四第十九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受けようとする林業経営相続人の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写し、当該林業経営相続人が施行令第四十条の七の四第十七項第四号に規定する市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、法第七十条の六の四第一項に規定する相続税の申告書（以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出期限後に当該林業経営相続人が施行令第四十条の七の四第十七項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたこと（当該林業経営相続人が当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに同項第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載された者である場合には、これらの者に該当することとなつたこと）及びその該当することとなつた年月日を明らかにする書類

二　前号の林業経営相続人が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し

三　前号の経営受託者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、当該経営受託者が同号の経営委託を受けた日において第一号の林業経営相続人の推定相続人であつた旨を明らかにする書類

四　森林法施行規則第九十九条第三号及び第四号に掲げる要件に該当することについて第一号の林業経営相続人が受けた同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認に係る同条第六項の確認書

五　森林法施行規則第九十九条第一号に掲げる要件に該当することについて第二号の経営受託者が受けた同令第百条第一項本文の農林水産大臣の確認に係る同条第六項の確認書

六　市町村長の証明書で、第二号の経営受託者が第十七項第二号から第五号までに掲げる要件に該当することを証するもの

20　法第七十条の六の四第六項の規定の適用を受ける林業経営相続人若しくは経営受託者又は経営委託山林に対する第十四項の規定の適用については、同項第三号中「林業経営相続人」とあるのは